

## P1-021

### 三田谷啓の活動と児童福祉法との関連

二重 佐知子

姫路大学

#### 【目的】

1947年に児童福祉法が制定された。同法は児童の福祉を保障するための法律であり、子どもの健全な成長の保障という目的となっている。児童福祉法制定以前は、子どもの権利など顧みられず、子どもは親の所有物であり、親の勝手にどうにでもなるものであった。しかし、1910年代後半から20年代にかけては、高い乳児死亡率に対する危機意識が高まり、母子保健の問題が重視された。このような時代に、医学・治療教育・母性保護・児童保護・育児教育等々、種々の分野で活躍したのは、三田谷啓（さんだやひらく 1881年～1962年）であった。そこで、本研究では、三田谷啓の活動と児童福祉法との関連を明らかにしていくことを目的とした。

#### 【方法】

研究方法は、史、資料、文献等の時系列による分析、考察を行った。

#### 【結果】

1919（大正8）年に、日本で初めて大阪市に公立の児童相談所を設立したのは三田谷啓である。三田谷啓は、障害児支援の先駆けとして、治療教育院を設立した。そして、現在もなお、三田谷啓の思想は引き継がれ、「三田谷治療教育院」として現存しており、障害児（者）の入所、就労支援、児童発達支援等の事業が継続されている。三田谷啓は、教育、医療、福祉、保護の事業を結合させた活動を展開していった。

#### 【考察】

吉田は、「児童相談」と名の付く相談所の始まりは、三田谷啓の活躍に負うことが大きく、このような「相談」事業は、戦後確立する児童福祉法成立の基礎となっていると推測できると述べている。三田谷啓の業績は、現在の児童福祉に欠かせないものとされ、児童福祉法への影響は多大なものであり、児童福祉法に規定されている医療、福祉、施設と深く関連していると考えられる。さらに三田谷啓の思想と活動は、保健・医療・教育・福祉の領域にわたっており、三田谷啓の活動を改めて考えることで、子どもへの支援の向上に繋がると考える。